



# 法人こおりやま

2012. 6 第408号

発行所 郡山市虎丸町14番2号 社団法人郡山法人会 (024-933-7777) (FAX925-1971)  
 発行人 有馬 賢一 編集 広報委員会 印刷所(株)ヨシダコーポレーション



思い出の藤田川  
 nami

## 目次

給与計算にまつわる 「労基法の正しい知識」	2
経営者の食事	4
加速する人口減少社会	6
税務署からのお知らせ 震災特例法(法人税関係法令)の 改正について他	8

題名

思い出の藤田川

提供 大波 天久  
 中国書法研究院客員教授  
 郡山法人会副会長

株・人事サポートプラスワン  
代表取締役・経営士 松本健吾

給与計算にまつわる

# 「労基法の正しい知識」

## ◆給与計算と法律

給与計算は、パソコンで自動的に計算できるようになり、非常に簡単になりました。しかし、機械的に処理した結果、誤った取扱いになってしまったということも少なくありません。便利さの裏には意外な落とし穴があり、適切な判断と確認作業が不可欠なのです。

給与計算に関連する法律は、労働基準法等の労働法規、社会保険・労働保険、所得税・地方税など、沢山あり、幅広い知識が必要です。

そのなかでも、最も重要なものが労働基準法でしょう。いったん完成したものの間違いを見抜くことはなかなか難しいですが、的確

に修正をしていくには、正しい知識が必要です。

## ◆賃金の定義と給与や報酬との違い

一般的に「給与」と呼んでいるものは、労働基準法では「賃金」といい、名称を問わず、労働の対償として使用者が労働者に支払う全てのものを指します。所得税法では「給与所得」、健康保険法・厚生年金保険法では「報酬」と呼ばれています。その本質は全て同じです。

しかし、労働の対償としての判断は難しく、結婚祝金・病氣見舞金・弔慰金など任意恩恵的なものや、住宅の貸与・食事の供与・生命保険料補助金等の福利厚

生にまつわるもの、作業服・出張旅費等の企業施設・業務費に該当するものは、賃金ではないとされています。また、お客様からのチップのようなものは、使用者が労働者に支払うものでないため、賃金ではありません。

## ◆給与明細書と賃金台帳

労働基準法には、給与明細書を渡さなければならぬというルールがあります。

しかし、所得税法において、給与を支払う者は給与の支払を受ける者に、支払明細書を交付しなければならぬと定められています。

そのため、会社は労働者に「給与明細書」を交付する義務があり、給与を支払う際に交付しなければなりません。

また、使用者は、賃金を支払う都度、①氏名、②性別、③賃金の計算期間、④出勤日数、⑤労働時間数、⑥時間外労働・休日労働・深夜労働を行った時間数、⑦基本給・手当その他賃金の種類毎にその額、⑧賃金の一部を控除した場合はその額を記載した「賃金台帳」を事業場ごとに調製しなければならぬとされています。

## ◆必ずチェック、最低賃金

労働基準法に基づいた最低賃金法により、国が賃金の最低限度を定め、使用者は、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。

この最低賃金には、産業や職種にかかわらず、都道府県内の事業場で働く全ての労働者とその使用者に対して適用される「地域別

最低賃金」と、事業別（産業別）または職種別に分類される「特定最低賃金」の2種類があります。

## ◆賃金支払の5原則

①通貨払いの原則  
賃金は、通貨で支払わなければならない。  
ただし、法令または労働協約に別段の定めがある場合は、いわゆる現物給与により支払うことができます。  
また、労働者の同意を得れば、労働者が指定する金融機関への振込みも可能です。

②直接払いの原則  
賃金は、直接労働者に支払わなければなりません。  
そのため、労働者の委任を受けた任意代理人であっても支払うことは禁止されています。

ただし、賃金が国税徴収法に基づき差し押さえられた場合については、使用者が労働者の賃金を控除のうえ、支払うことは違法とされません。

③全額払いの原則  
賃金は、その全額を支払

わなければなりません。  
ただし、社会保険料や税金など、法令に別段の定めがある場合と、社宅料や組合費など、労使協定がある場合は控除することができます。

#### ④毎月払いの原則

賃金は、毎月1回以上支払わなければなりません。つまり、毎月1日から月末までの間に少なくとも1回は賃金を支払わなければならないのです。

なお、臨時に支払われる賃金や賞与、その他1か月を超える期間によって算定されるものについては、適用されません。

#### ⑤一定期日払いの原則

賃金は、一定の期日を定めて支払わなければなりません。  
一定期日とは、期日が特定されるとともに、その期日が周期的に到来するものでなければなりません。  
例えば、「毎月15日」とか「毎月末日」などのように特定されている必要があります。

なお、毎月払いの原則と

同様に、臨時に支払われる賃金や賞与などは適用されません。

### ◆割増賃金が必要な時間と休日

労働基準法には、法定労働時間という1週40時間・1日8時間の上限規制があります。

また、法定休日といって、1週間に1日は休日を与えなければなりません。

このような規制があるため、会社が労働者を、法定労働時間を超えて働かせたり、休日に働かせたりすることは、法違反になってしまいます。

しかし、就業規則等に命令の根拠があり、36協定(労働基準法第36条の規定)を締結し、届け出ること、時間外労働および休日労働をさせることができるようになります。

その代わり、会社は労働者に対して、時間外労働には2割5分以上、休日労働には3割5分以上の割増賃金を支払わなければならないのです。

このほか、22時から翌5時までの深夜労働にも、2割5分以上の割増賃金を支払わなければなりません。

なお、時間外労働時間数のカウントは、日々発生する時間を1か月分合計し、その合計時間に1時間未満の端数が出たときに、30分未満を切り捨て、30分以上は切り上げて1時間とする端数処理ができます。

つまり、日々の時間外労働時間数を15分単位や30分単位として、切り捨てることはできません。

### ◆割増賃金がいない時間と休日

会社で定めた労働時間(所定労働時間)が法定労働時間よりも短い場合、法定労働時間までの時間には割増賃金の必要はありません。

たとえば、会社の所定労働時間が7時間ならば、8時間までの残業代は、通常の1時間分の賃金でよいということになります。

また、法定休日以外の休日は、週40時間をクリアするために定められた休日(所

定休日)です。

そのため、法定休日以外の休日に労働させることは時間外労働であり、3割5分以上ではなく2割5分以上の割増賃金で足りることになります。

つまり、一般的には、日曜日に労働させると3割5分以上の割増賃金が必要ですが、土曜日に労働させても2割5分以上の割増賃金でよいということになります。

なお、割増賃金の支払いを義務付けられるのは実労働時間ですので、社員が遅刻をした場合、その時間分だけ繰下げて労働させても、1日の実労働時間を通算して8時間を超えなければ割増賃金の支払いは必要ありません。

また、半休や時間単位年休の場合も、実際に出勤して働き始めた後の時間をカウントして、割増賃金の支払いの要否を考えることとなります。

### ◆割増賃金の計算方法

賃金が月額で定められている場合、1時間あたりの単価は、月額を1か月における所定労働時間で除して算出します。

しかし、このようにして求めると、月ごとの所定労働日数が異なるため、毎月変動してしまいます。

そのため、1年間の所定労働日数を平均して1か月の所定労働時間数を求め、1時間あたりの単価とします。

この1か月の平均所定労働時間は、毎年見直さなければならず、固定化するようなことはできません。

また、割増賃金の算定基礎からは、家族手当・通勤手当・別居手当・子女教育手当・住宅手当・臨時に支払われた賃金・1か月を超える期間ごとに支払われる賃金について、除外することがあります。

ただし、名称ではなく、実質的な取扱いで判断されるため、一律に支給するような手当は該当しません。以上を留意戴き、正しい給与計算をして下さい。



# 経営者の食事

## 特定健康診査を受けましょう!!

### メタボからの脱出

管理栄養士  
吉岡美保

### 特定健康診査

平成20年4月から特定健康診査、特定保健指導が始まりました。

日本人の生活習慣等の変化により、近年、糖尿病等の生活習慣病(予備軍を含め)が増加、それを原因とする死亡は、全体の約3分の1にものぼると推定されている状況です。特定健康診査はこれらを早期に発見し、生活習慣病の発症と重症化を防ぐことを目的としています。

しかしながら、2010年度の受診率は43%に止まっています。

前年度の41.3%より伸びたものの、「2012年度に7割」とする厚生労働省の目標には届いていません。

2012年度の特定健康診査の受診者数は約2259万

人(前年比100万人増)で、実施率は43.3%(同2%増)。

特定保健指導の対象者数は約406万人(前年比3万人減)で、健診受診者に占める割合は18.0%(同0.9減)。

特定保健指導の終了者数は約55.6万人(前年比5.2万人増)でした。

### 特定健康診査

〔基本的な項目〕

○質問表(服薬歴、喫煙歴)

○身体測定

(身長、体重、BMI、腹囲)

○血圧測定

○理学的検査(身体診察)

○検尿(尿糖、尿蛋白)

○血液検査

・脂質検査(中性脂肪、HDLコレステロール、LDLコレステロール)

・血糖検査(空腹時血糖、HbA1c)

・肝機能検査(COT、GPT、γ-GTP)

※詳細な健診の項目

※一定基準の下、医師が必要と認めた場合に実施

○心電図

○眼底検査

○貧血検査(赤血球、色素量、ヘマトクリット値)

### 特定健康診査

ココが変わる!

①受けた方が変わる!

40〜74歳の方が対象

特定健診の対象者は40〜74歳で、その年度を通じて医療保険に加入しているすべての人。また、医療保険者が実施の義務を負うことになるため、対象となる方は、加入している医療保険者が指定する健診機関で受診することになる。

医療保険者とは、企業の健康保険組合、政府管掌健康保険、共済組合、市区町村国民保険、国民健康保険組合などのこと。

※被扶養者は、扶養者が加入している健康保険で受ける。

※75歳以上の方に対しては、後期高齢者広域連合が健康診査を行うように努める

②内容が変わる!

メタボの危険因子を調べる検査が加わる

従来の健診項目に、腹囲の測定やLDLコレステロールなどの脂質異常を調べる検査が加わり、また、内臓脂肪の蓄積を調べるBMI、血圧、血糖、尿、肝機能の検査や喫煙歴などの生活習慣の問題を行う。

腹囲

力を抜いて立ち、息をはい

たところで、へその高さで測

る。男性は85cm以上、女性は

90cm以上であると、内臓肥

満のおそれが高くなる。

BMI(Body Mass Index

|| 体格指数)

体重(kg)÷身長(m)÷身長(m)

国際的に認められている肥

満度の判定基準の数値。

基準値は男女とも22。こ

の数値が生活習慣病などの

有病率が最も低いとされて

いる。

【メタボリック症候群の

割合と定義】

現在では30代男性の約20

%、女性の約3%がすでにメ

特定健康診査の実施率(速報値)(全体)

	対象者数	診者数	特定健康診査 実施率
2010年度 (速報値)	52,191,043	22,586,005	43.3%
2009年度 (確報値)	52,211,735	21,588,883	41.3%

タボリック症候群か、その予備軍だとの調査結果があります。

そして男女とも40歳代以降では、その割合が3倍にも上ります。メタボリック症候群かどうかの簡単な指標は、へそ周りを測定します。

へそ周りが、女性では90cm以上、男性では85cm以上であればメタボリック症候群の可能性大なのです。

その他にメタボリック症候群の判定条件として、

- (1)空腹時の血糖値が110mg/dl以上
- (2)中性脂肪150mg/dl以上、あるいはHDLコレステロールが40mg/dl未満、
- (3)血圧が上130以上、下85以上、

これら3つのうち、2つ以上該当すると、メタボリック症候群だと判定されます。

つまり、へそ周り+上記指標の2つ以上該当、これがメタボリック症候群と判定される基礎です。

メタボリック症候群は、病気ではありませんが、生活習慣病になる可能性が一気に高くなるという危険な状態といえます。

糖尿病、動脈硬化、心臓病などの疾病は、メタボリック症候群が引き金ともいえます。

特定健診では、メタボリックシンドロームのもとになる内臓脂肪がたまっていると危険があることを知り、生活習慣を見直し、何よりも実行してもらおうことが大切であります。

**【脱・メタボのための保健指導】**

健診の結果から、メタボリックシンドロームまたは予備軍と判定された人は、医師、保健師、管理栄養士などが、一緒にひとりひとりに合った健康づくりの方法を考えていきます。

**【内臓脂肪を減らしてダイエット!】**

この内臓脂肪は、内臓に蓄積されやすいが逆に分解もしやすい。皮下脂肪と比べて、継続的な運動で最初に燃焼されるのが、この内臓脂肪です。

メタボリック症候群を解消するために、内臓脂肪をダイエット!

簡単な運動と食事の改善で、一ヶ月で2kg痩せることができます。そして2kg痩せることで、メタボリック症候群はかなり改善されます。

へそ周りが気になる方は短期集中で2kg減量を目指してみる。ダイエットすることで、ウエストが1kgで1cm、2kgで2cm程度細くなります。

す。

メタボリック症候群を解消するために、内臓脂肪をダイエット!

簡単な運動と食事の改善で、一ヶ月で2kg痩せることができます。そして2kg痩せることで、メタボリック症候群はかなり改善されます。

へそ周りが気になる方は短期集中で2kg減量を目指してみる。ダイエットすることで、ウエストが1kgで1cm、2kgで2cm程度細くなります。

**【メタボリック症候群の解消法】**

メタボリック症候群は、まずは生活改善しなくてはいけないが、生活を変えるのではなく、メタボリックシンドロームになっている原因を改善しましょう。

その改善しなくてはならない生活習慣は3つ。

食生活、睡眠、そして運動。食生活では、マグネシウムがメタボリック症候群と関係があると指摘されています。

マグネシウムは、食事から摂った糖分をエネルギーに変える働きがあり、脂肪の吸収を抑えたり血圧を正常に保つ働きもある重要なミネラルです。

アメリカの研究では、マグネシウムの摂取が高いほど、メタボリック症候群になる確率が低いとの結果が出ています。

マグネシウムを十分に摂取すると、インスリンの働きがよくなって、過剰分泌が抑えられ、中性脂肪が低下して、高血圧も改善します。

マグネシウムが多い食べ物には、玄米、雑穀、海藻、豆腐などの豆類などである。玄米は、白米に少し混ぜたり、ワカメなどの海藻サラダを食べたり、豆腐は毎日の食生活に欠かさず食べましょう!

睡眠では、人間は睡眠不足だと肥満になるという研究結果がある。肥満を抑制する成長ホルモンの分泌が減るため。

睡眠時間が4時間の人と7時間寝る人を比べると、4時間の人は肥満になるリスクが73%も高くなるというデータがあります。

忙しいと寝る時間がないという方も、単に夜更かししているのであれば、いっしょに多めに睡眠をとるよう心がける。肥満のリスクが低くなる。厳禁なのは、寝る直前に食べ物を食べる。成長ホルモンの分泌が悪くなり、太るのはまちがいないです。

運動では、ウォーキングなどの簡単な運動を!毎日、時間が許す限り歩くと効果的です。

そしてウォーキング前には、ストレッチで筋肉を温め、簡単なスクワットで内ももを刺激して、身体をストレッチする。

ウォーキングはゆっくり目のスピードで歩き、徐々にペースを上げていく。階段や小走りを間に入れると効率良く運動できます。

メタボリック症候群は、こうしたちよつとした生活改善をするだけで、解消できる場合があるので、この機会に是非実行していただきたいと思えます。

# 加速する 人口減少社会

もう始まった もう一つの不都合な真実

経済ジャーナリスト 富澤広治

日本の総人口は、今後50年間で4100万人減少すると予測されている。現在よりも30%強も人口が減る。その減少数は、現在の東京都・千葉県・神奈川県・愛知県・大阪府といった大都市圏人口を足した分だけ減ることになるといって、いくら鈍感な向きといえども、事態の深刻さは受け止

められるだろう。

日本は、2005年に戦後初めて人口が減少に転じ、本格的な人口減少社会に突入したのだ。

人口構造が変わらずに減っていくならまだしも、これからの人口減少社会は「働き手である若者や中高年者、そして子供が減り、逆に高年齢者が増える」という人口構造の社会にシフトしていくのである。

今、団塊世代が毎年100万人前半台の規模で、働き手である支える側から支えられる高年齢者となり、これから20年も経ずして、東京都の人口を上回る約1400万人が労働人口から離れていくのである。

日本は、人口減少・高齢化社会という、世界では未知の領域を歩んでいかねばならないのだ。

人口減少社会と高齢化という人口構造が、日本の将来を制約するという厳しい現実が始まった。

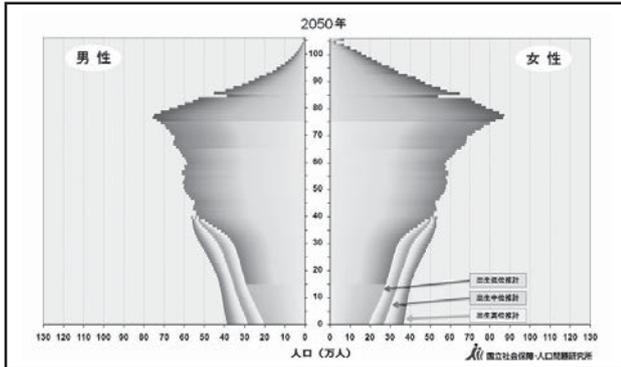
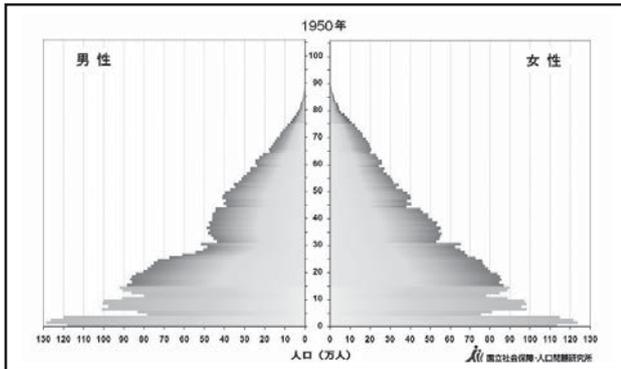
しかも、人口減と高齢化

の現実、半世紀超という長いスパンにわたって続くということ、これを認識しなければならぬのだ。この影響は、日本社会の至る所で表れてくる。それは、明治維新以来これまで約150年近く、人口が増加することを前提に

日本の将来推計人口 (平成24年1月推計)

	総人口	年少人口 (0~14歳)	生産年齢人口 (15~64歳)	老年人口 (65歳~)
2010 (平成22)	12,806万人	1,684万人 (13.1%)	8,173万人 (63.8%)	2,948万人 (23.0%)
2030 (平成42)	11,662万人	1,204万人 (10.3%)	6,773万人 (58.1%)	3,685万人 (31.6%)
2055 (平成67)	9,193万人	861万人 (9.4%)	4,706万人 (51.2%)	3,626万人 (39.4%)
2060 (平成72)	8,674万人	791万人 (9.1%)	4,418万人 (50.9%)	3,464万人 (39.9%)

【国立社会保障・人口問題研究所】※長期の合計特殊出生率 中位仮定：1.35 死亡中位仮定 [男=84.19年][女=90.93年]



した国家社会づくりが行われてきたことが、一気に逆転する社会へと変貌することに他ならない。これまで当然のことと考

## これから先、何が起きるのか

これから先、私たちの日本で何が起きるのだろうか。

まず人口減少で現実視されるのが、経済成長の停滞というよりは規模縮小であろう。

人口減は国内需要の停滞

えられていた認識や価値観などが劇的に変化する、まさにパラダイムシフトが今の時点で起きているのである。

による市場規模の縮小とともに、供給力も減退し、GDP(国内総生産)は縮小していく。

4年前に、社・日本経済調査協議会がまとめた提言書では、「日本のGDPは

2025年には16%、2050年には40%も縮小する」と指摘しているほどである。現在よりダウンサイズしていく社会となることは避けられない。

また、日本の人口減少とは逆に、世界の総人口は現在の70億人から13年後には80億人に増え続け、日本のGDP（国内総生産）の収縮は「世界経済の中での日本丸」は沈みかねないというか漂流しかねない要素さえ含んでいるのだ。

経済規模縮小は、税収や社会保障負担の減収を招き、社会保障制度の維持が困難となってくる。

働き手の減少と高齢者の増加は、年金・医療・介護の給付や受益を減らすか、高齢者を含めた国民全ての負担を増やす外はない。

加えて、現在でも慢性的な医師や看護・介護職員不足は人口減少で拍車がかかり、病院の統合で、過疎地から病院が消え、患者難民が出かねないのだ。

さらに、その患者が遠く病院に治療通院しようにも、鉄道はじめバスなどの公共交通機関は乗客減少による不採算として廃止や減便ともなり、病院にも掛かれないことも想定されるのだ。

さらに、税収減少によって、国や自治体の財政は極度に疲弊し、1970年代以降整備された水道・ガス・下水道、さらには道路といったインフラは法定耐用年数を超えた老朽化や経年劣化が進み、補修への財源すら確保できないことも考えられる。

無論、水道などの事業収入も人口減による需要低減で収入も大幅減収となり、利用料の値上げともなれば、高齢世帯への負担限界が想定され、水道・都市ガス・下水道も利用できなくなる自治体も出かねない。

国土交通省の推計によると、こうしたインフラの更新費用は2040年には現在の5倍になるとの試算が

があり、荒廃が進むとみられる。

また、第二次高度経済成長期に各地で造成された住宅団地は人も減り、ゴーストタウン化しかねず、治安の悪化さえも人口減少はもたらすのだ。

前述の病院での受診機会の減少と考えると、老人の孤独死が茶飯事になりかねない。

これらはほんの例示だが、あまたを予測検証していけば、様々な分野で人口減少・労働人口減少・少子化・高齢化は、劇的な社会生活の変化をもたらしすのだ。

右肩上がりの経済時代を過ぎしてきた高年齢者、欲しい時には欲しい者が時間を待たずして手にすることができた若者、そして両親の二親からお年玉を4つのポケットでもらってきた年少者。いずれの世代も、長い間、豊かさを享受してきた。

これからの縮み行く時代を前にして、モノと経済に

支えられた豊かさとは無縁の時を生きていかねばなら

ないことを知ることが始まっているのだ。

## 未来を創造していく経営を

人口減少社会が企業経営にも不可避であり、もたらしすことの影響は大きいだろう。

公共事業は一段と削減されていくだろうし、流通経路も労働力人口減少も加わって圧縮されていくだろうし、社会保障における企業負担コストも増していくだろう。

無論、顧客層や志向にも変化が起き、消費・購買行動も大きく変化していくだろう。企業の永続を念頭に置くのであれば、人口減少の推移と市場変化を予測して、手を打たねば生き残れないのである。

将来を制約する環境問題に加えて、日本には人口減少社会というもう一つの都合な真実が起きているのだ。

これを前にして、経営者は萎えてはいられない。人口減社会は衰退イメージが強いが、想と戦略を練れば、死中に活を求めるところができるはずだ。

堀場製作所の創業者である堀場雅夫氏は、「未来は予想するものではなく、創造するものなんです。会社だって、そう。自分の会社はこうなると予想してビジネスに励むわけじゃないか」と、いつ、いかなる時も先を読む経営の本道を歩んでいく姿勢の大事さを喝破している。

今、経営者はこれから起きる未来の現実を受け止め、今後5年先10年先、さらには50年にわたる歩みをどう進めていくか、対応・対策を立てて未来を創造していくことが求められているのだ。

# 税務署からのお知らせ

## ■震災特例法

### (法人税関係法令)の改正について

平成24年度税制改正により、震災特例法に追加措置が行われました。

制度の概要については、国税庁ホームページ(パンフレット)手引き↓法人税関係↓平成24年度法人税関係法令の改正の概要をご覧ください。

**1 原子力災害からの復興支援措置(福島県全域に係る措置)**  
福島復興特措法の規定により、福島県の全ての地方公共団体が復興特区法の課税の特例を含む復興推進計画を作成することができるとなりました。これに伴い、福島県の地方公共団体が作成した認定復興推進計画に基づき指定を受けた法人が特例制度の適用を受けることが可能となりました。

(1)復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除

(2)復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除

(3)復興産業集積区域における開発研究用資産の特別償却等

(4)再投資等準備金

(5)再投資設備等の特別償却

**2 原子力災害からの復興支援措置(避難解除区域に係る措置)**

避難指示対象区域に事業所が所在していた法人が、避難解除区域において実施する事業について復興支援措置が創設されました。

(1)避難解除区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除制度の創設

(2)避難解除区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額控除の特別控除制度の創設

## 平成24年度 国家公務員「税務職員採用試験」 (高校卒業程度)のお知らせ

仙台国税局では、バイタリティーあふれる税務職員を募集しています。

税務職員は、国の財政を支える重要な仕事を担い、国税局や税務署において、調査徴収や指導などを行う税のスペシャリストです。

### 受験資格

1 試験年度の4月1日において、高等学校又は中等教育学校を卒業した日から起算して3年を経過していない者及び試験年度の3月までに高等学校又は中等教育学校を卒業する見込の者

2 人事院が上記1に掲げる者と同等の資格があると認められる者

### 受験申込受付期間

1 インターネット申し込み  
平成24年6月26日(火)から平成24年7月5日(木)まで

インターネット申込専用アドレス

(<http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html>)

2 郵送・持参申し込み

平成24年7月2日(月)から平成24年7月10日(火)まで

### お問い合わせ先

人事院東北事務局

☎022-2221-2022

仙台国税局人事第二課

試験研修係

☎022-2263-1111

内線3236



さらに便利でつかいやすく。

# e-Tax

国税電子申告・納税システム

## イータックスを使えば、こんなことが大変便利

**1.自宅やオフィス、税理士事務所からインターネットを利用して申告、申請・届出等ができます。**

- 消費税、所得税、法人税、印紙税及び酒税の申告ができます(確定申告のほか、中間申告、予定申告を含みます)。
- 各種申請・届出のほか、納税証明書(電子発行、書面発行)の交付請求や法定調書の提出などができます。

※申請・届出等には、消費税の各種届出のほか、設立(開業)の届出、青色申告の承認申請、給与支払事務所等の開設等届出、源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請などがあります。

**2.インターネットバンキングやATM等を利用して納税ができます。**

- 税務署や金融機関に出向くことなく納税ができ、特に利用回数の多い手続に便利です。(消費税の中間納付や源泉所得税の毎月納付分など)